

第 3 4 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年3月27日（金）午後4時00分より

於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

1. 開会日時 令和2年3月27日（金） 16時00分
2. 閉会時間 令和2年3月27日（金） 16時16分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 17名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

議長

皆さんこんにちは、只今より、第34回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、6件 12筆 9, 329平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、2件 3筆 2, 891平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、畑 4筆 2, 167平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6, 515平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動力噴霧器1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で40年の農作業歴があります。

長男と2人で農業を営んでおり、水稻・ニンニク・ミカンを作付し、通作距離は自宅から300メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番と関連がありますので、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

第2号議案 計画変更承認申請につきましては、議案集4ページ1番に記載のとおりで、平成・・・年・月・・・日付け長崎県指令・・・農地活第・・・号で住宅用地として許可を受けていましたが、計画が中止となったため、転用者及び転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請となります。

賃借人及び賃貸人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地562平方メートルを借り受

け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は．．．．の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は水路を挟んで賃借人の．．．建築地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下するということ問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の１番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の２番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の２番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集５ページ２番に記載のとおりで、申請地２，３９９平方メートルを譲り受け、農畜産物の加工・販売施設として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への変更が行われているため、農地法第５条第２項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の２番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

造成し、擁壁を設け、雨水は溜枥を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第３号議案の２番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	9件	19筆	15,354.00	m ²
耕作権の再設定	12件	25筆	23,595.00	m ²
合 計	21件	44筆	38,949.00	m ² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集10ページから11ページに記載のとおりで、5件 17筆 15,187 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第５号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の１２ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、１４筆１２，１１４平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の１ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、５名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第５号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第５号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第３４回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第３４回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後４時１６分